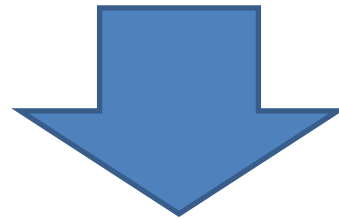


福島県直轄除染エリア(11市町村)における営農再開に向けた連携方策について

- ・福島県直轄除染エリア(11市町村)の居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、環境省が農地除染を行った後、順次、市町村への終了報告を行う。
- ・除染後は福島県営農再開支援事業を活用し、農家の帰還や営農再開に向けた取組を実施する。

【農地除染(環境省)】

- 原則として5,000Bq/kg超の農地(除染等工事共通仕様書に定める「水田」及び「畑」)
 - ・・・剥ぎ取り、客土、耕起を実施。地力回復のためにゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リンを散布
- 原則として5,000Bq/kg以下の農地(除染等工事共通仕様書に定める「水田」及び「畑」)
 - ・・・反転耕・深耕を実施。地力回復のためにゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リンを散布



順次除染が終了した農地を
市町村に連絡

【福島県営農再開支援事業(農林水産省、福島県、11市町村)】

- ・除草等の農地の保全管理
- ・地力増進作物の作付や施肥・土壌改良資材の施用等の土づくり
- ・営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修等を、福島県営農再開支援事業を活用して実施。
(営農再開後のカリ質肥料の施用等による吸収抑制対策の実施を含む)